



International Christian Academy of Nagoya

Villa Yuzan 1F, 205 Kibutake, Nagakute City, Aichi Pref., 480-1117 • tel/fax:0561-62-4196 • attend@icanjapan.org • www.icanjapan.org
CEEB Code 680542



ICAN 授業料/諸経費に関する説明

授業料

- 生徒を教育する上でかかる経費として全生徒に請求される

年間諸経費 (払い戻し不可/割引不可)

生徒活動費

- 学校のチーム活動、学生保険、緊急時準備、及びセカンダリーのリトリートのためと試験のために、幼稚科から 12 年生までの各生徒に毎年、払い戻し不可の経費として請求されるものである。

設備費

- 施設の向上と発展のために幼稚科から 12 年生までの各生徒に毎年、払い戻し不可の経費として請求されるものである。

登録費 / 再登録費

- 今年度/次年度用に生徒が籍を確保するために幼稚科から 12 年生までの各生徒に毎年、払い戻し不可の経費として請求されるものである。

一時金 (払い戻し不可/割引不可)

願書手続費

- 願書の審査と試験のために全新入生に払い戻し不可の一時金として請求されるものである。

入学金

- 学校管理システム、請求書や管理業務などに新入生を登録するために、全新入生に払い戻し不可の一時金として請求されるものである。

追加経費

ELS 費

- この経費は、ESL(第二言語としての英語)のサポートを必須とされる生徒に請求されるものである。生徒は、クォーター終了時に ESL を受けなくてもよいかを調べるテストを受ける。



International Christian Academy of Nagoya

Villa Yuzan 1F, 205 Kibutake, Nagakute City, Aichi Pref., 480-1117 • tel/fax:0561-62-4196 • attend@icanjapan.org • www.icanjapan.org

CEEB Code 680542



シニア費

- 卒業を控えるシニア(高校生3年生)に払い戻し不可の一時金として請求されるものである。

登録、入学および退学

年度の開始後に登録手続きをした生徒には、クォーター毎に授業料が請求される。日割り計算はされない。

早期退学の場合も同様に、授業料はクォーター毎に請求される。生徒が出席しなかった/出席しないクォーターの分をすでに支払い済みである授業料のみ払い戻し可。

全諸経費(授業料と ESL 費以外)は、払い戻し不可であり、割引不可である。お子様が学校を退学される場合、ビジネスマネージャーは、最終支払い、または払い戻しに関して連絡をする。

請求書にある授業料、及びいかなる経費に関して質問がある場合、直ちにビジネスマネージャーに問い合わせてください。授業料/諸経費支払いの領収書は発行致しません。銀行の支払い明細をご利用ください。しかし、こちらからの領収書が必要な場合は、ビジネスマネージャーにご連絡ください。

授業料/諸経費支払い情報

授業料/諸経費支払い: 在校生

- 在校生向け、授業料と諸経費は7月中旬と/またはビジネスマネージャーに提示された支払い計画に沿って支払いが可能である。

授業料/諸経費支払い: 新しく登録された生徒

- 新しく登録された生徒向け、入学手続きと入学日を決める面接が終了した後、請求書が発行される。

支払い滞納

- 支払い滞納の場合、学校のポリシーとして、成績表、成績証明書、証明書、またはその他の学校記録を発行しない。
- 授業料と諸経費の支払いが、支払期日より60日を越している生徒は、支払いが完了するまで停学処分となる。